

第 1 5 1 6 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例.....4
 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....5
 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例.....6
 甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....8
 甲府市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例.....10
 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例.....11
 甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....12
 特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例の一部を改正する条例.....32

[規 則]

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例.....33
 甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則.....45
 甲府市子ども屋内運動遊び場条例施行規則の一部を改正する規則.....58
 甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則.....61
 市立甲府病院診療規則の一部を改正する規則.....63
 甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則.....64
 甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則.....80
 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....83
 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....84
 甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則.....89

[告 示]

入札告示.....91
 令和7年度上半期の財政状況等の公表.....94

甲府市各企業会計の令和7年度上半期の業務状況等の公表	95	開発行為に関する工事の完了公告（3件）	130
生活保護法等指定医療機関指定公示	96	入札告示（4件）	133
生活保護法等指定医療機関廃止公示	97	介護保険被保険者証無効告示	145
生活保護法等指定医療機関再開公示	98	指定障害児相談支援事業者の廃止公示	146
差押調書（謄本）公示送達	99	指定障害福祉サービス事業者の廃止公示（2件）	147
入札告示	100	公売公告兼見積価額公告	149
軽自動車税督促状公示送達	103	交付要求通知書公示送達	150
開発行為に関する工事の完了公告	104	国民健康保険料納入通知書兼決定通知書・納入通知書兼更正通知書公示送達	151
納期限変更告知書公示送達	105	開発行為に関する工事の完了公告	152
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	106	[教育委員会]	
入札告示	108	甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則	153
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定公示	111	甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則の一部を改正する規則	156
弁明の機会付与通知書公示送達	112	入札告示	160
指定居宅介護支援事業者指定公示	113	公の施設に係る指定管理者の指定告示	163
屋外広告物等講習会開催公告	114	[選挙管理委員会]	
自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示	115	選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	164
令和7年度補正予算の公表	116	[農業委員会]	
公の施設に係る指定管理者の指定告示（2件）	117	甲府市農業委員会12月定例総会招集公告	165
犬又は猫の引取り告示	119	[上下水道局]	
公の施設に係る指定管理者の指定告示	120	甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程	166
指定障害児通所支援事業者の指定公示	121	指定給水装置工事事業者の指定告示	172
指定障害福祉サービス事業者の指定公示（4件）	122	下水道工事指定店の指定告示	173
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止公示	126	入札告示（2件）	174
建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定公告（2件）	127	プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	181
建築基準法による一団地の区域等の公告	129	[任免辞令]	

市長事務部局	183
教育委員会	183

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口雄一

甲府市条例第46号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年3月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(9) 地方税共同機構

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 4 7 号

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年 1 2
月条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号と
し、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 児童福祉法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 1 1 号）第 5 条の 2 の 8 に規定
するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」
という。）の資格を有する者

第 2 9 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第48号

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月条例第26号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

(甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第55号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「健康診断が行われた」を「健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

（甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年6月条例第3号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「健康診断が行われた」を「健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第49号

甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教頭」の次に「並びに指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）」を加え、「100分の4」を「100分の10」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

附 則

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間

における当該者に対する甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定による教職調整額の支給については、この条例による改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

甲府市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口雄一

甲府市条例第50号

甲府市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市農業委員会の委員の定数等に関する条例（平成29年3月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「18人」を「17人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月31日から施行する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第51号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年10月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第52号

甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「2万1,000円」を「2万2,500円」に、「5,300円」を「5,600円」に、「6,600円」を「7,050円」に、「3万1,500円」を「3万3,750円」に、「7,950円」を「8,400円」に改め、同条第2項中「2万2,000円」を「2万3,500円」に改める。

第48条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第48条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第49条の2第1項第1号中「310,000円」を「310,800円」に改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		

32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	

68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			

104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基準給料 月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第4（第9条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
29	389,500	462,300	519,800		

30	391,200	463,600	521,500
31	392,900	465,000	523,300
32	394,700	466,400	525,000
33	396,400	467,700	526,500
34	398,200	469,100	527,800
35	399,800	470,400	529,100
36	401,100	471,800	530,400
37	402,500	473,200	531,400
38	403,900	474,900	532,700
39	405,300	476,500	534,000
40	406,700	478,000	535,300
41	408,200	479,600	536,300
42	408,900	480,800	537,100
43	409,500	481,900	537,900
44	410,100	483,000	538,700
45	410,900	484,000	539,600
46	411,500	484,900	540,400
47	412,100	485,800	541,200
48	412,600	486,600	541,900
49	413,100	487,300	542,700
50	413,500	488,000	543,500
51	414,000	488,700	544,200
52	414,400	489,300	545,100
53	414,800	489,900	546,000
54	415,100	490,600	546,800
55	415,400	491,200	547,700
56	415,800	491,800	548,600
57	416,100	492,100	549,400
58	416,500	492,700	550,200
59	416,800	493,300	551,000
60	417,200	494,000	551,700
61	417,600	494,400	552,500
62	417,900	495,000	553,400
63	418,200	495,700	554,300
64	418,500	496,400	555,200
65	418,800	496,800	556,000

	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500

備考 この表は、医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	

33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	

69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200
78	265,000	301,000	338,100	359,700	
79	265,300	301,200	338,500	359,900	
80	265,500	301,500	339,000	360,200	
81	265,700	301,800	339,500	360,700	
82	266,000	302,000	339,800	361,000	
83	266,300	302,300	340,000	361,300	
84	266,500	302,600	340,300	361,600	
85	266,700	302,800	340,700	362,000	
86		303,000	341,100	362,300	
87		303,200	341,400	362,600	
88		303,400	341,700	362,900	
89		303,800	342,000	363,300	
90		304,000	342,200	363,600	
91		304,200	342,600	363,800	
92		304,400	342,900	364,100	
93		304,800	343,100	364,400	
94		305,000	343,400	364,800	
95		305,200	343,700	365,200	
96		305,500	343,900	365,600	
97		305,800	344,100	366,100	
98		306,000	344,400	366,500	
99		306,200	344,700	366,900	
100		306,500	344,900	367,300	
101		306,800	345,100	367,800	
102		307,000	345,300		
103		307,200	345,700		
104		307,500	345,900		

	105		307,800	346,100			
	106			346,400			
	107			346,800			
	108			347,200			
	109			347,400			
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000

備考 この表は、薬剤師、管理栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500	

33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		

69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
86	295,800	322,600	360,600	379,900	
87	296,300	323,600	361,400	380,500	
88	296,800	324,600	362,200	381,000	
89	297,200	325,500	362,800	381,300	
90	297,700	326,500	363,400	381,800	
91	298,200	327,500	364,000	382,100	
92	298,700	328,500	364,600	382,400	
93	299,200	329,300	365,000	383,000	
94	299,600	330,000	365,400	383,500	
95	300,100	330,700	365,900	384,000	
96	300,700	331,300	366,300	384,500	
97	301,300	331,800	366,800	385,100	
98	301,800	332,100	367,200	385,600	
99	302,300	332,600	367,700	386,100	
100	302,800	333,200	368,100	386,500	
101	303,200	333,600	368,400	387,100	
102	303,700	334,100	368,900	387,600	
103	304,100	334,700	369,200	388,100	
104	304,500	335,200	369,500	388,600	

105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	
116	308,000	339,700	375,100	
117	308,300	339,900	375,500	
118	308,500	340,200	376,000	
119	308,800	340,500	376,500	
120	309,100	340,700	377,000	
121	309,400	340,900	377,300	
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		
127	311,000	342,600		
128	311,400	342,800		
129	311,600	343,000		
130	311,900	343,200		
131	312,200	343,500		
132	312,600	343,700		
133	312,800	344,000		
134	313,100	344,400		
135	313,400	344,800		
136	313,700	345,200		
137	313,900	345,500		
138	314,200	345,900		
139	314,500	346,300		
140	314,800	346,700		

141	315,000	347,000					
142	315,300	347,400					
143	315,700	347,700					
144	316,000	348,100					
145	316,200	348,400					
146	316,400	348,800					
147	316,700	349,200					
148	317,000	349,600					
149	317,200	349,900					
150	317,400	350,300					
151	317,700	350,700					
152	318,000	351,100					
153	318,400	351,400					
154	318,600						
155	318,800						
156	319,100						
157	319,400						
158	319,700						
159	320,000						
160	320,300						
161	320,700						
162	321,000						
163	321,300						
164	321,600						
165	322,000						
166	322,300						
167	322,600						
168	322,900						
169	323,300						
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料 月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 甲府市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第48条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第48条の4第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

(甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月条例第53号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に改める。

第9条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から

施行する。

(1) 第1条及び第3条並びに次項から附則第5項までの規定 公布の日

(2) 第2条及び第4条の規定 令和8年4月1日

2 第1条の規定による改正後の甲府市職員給与条例（次項及び附則第4項において「改正後の給与条例」という。）第30条第1項及び第2項並びに第49条の2第1項第1号並びに別表第3及び別表第4の規定並びに第3条の規定による改正後の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項及び附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

3 改正後の給与条例第48条第2項及び第3項並びに第48条の4第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第9条第2項及び第3項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の甲府市職員給与条例又は第3条の規定による改正前の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

5 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第53号

特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例（昭和51年7月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の232.5」を「100分の230」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第54号

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第24条中「4,400円」を「4,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に、「2万2,000円」を「2万3,500円」に改める。

第26条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

高等学校教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
31	266,900	310,000	380,700	432,200		

32	267,900	311,700	382,200	433,700
33	269,000	313,400	383,700	435,300
34	270,100	315,200	385,300	436,700
35	271,300	316,900	386,800	438,300
36	272,600	318,500	388,300	439,800
37	273,800	320,100	389,800	441,500
38	274,900	321,800	391,300	443,000
39	276,100	323,600	392,800	444,600
40	277,200	325,300	394,200	446,200
41	278,500	326,600	395,500	447,700
42	279,500	328,500	397,000	449,200
43	280,500	330,300	398,400	450,400
44	281,400	332,000	399,800	451,600
45	282,000	333,600	401,300	452,800
46	282,800	335,500	402,900	454,100
47	283,600	337,200	404,500	455,300
48	284,400	338,900	405,900	456,500
49	285,100	340,600	407,100	457,600
50	285,900	342,300	408,500	458,800
51	286,600	344,000	409,900	460,000
52	287,400	345,700	411,200	461,200
53	288,200	347,400	412,400	462,400
54	289,000	348,700	413,600	463,600
55	289,700	350,000	414,900	464,800
56	290,500	351,300	416,200	466,000
57	291,200	352,800	417,500	467,100
58	291,800	354,400	418,800	467,700
59	292,600	355,900	420,200	468,200
60	293,400	357,500	421,400	468,700
61	294,100	358,900	422,600	469,200
62	294,700	360,500	424,000	
63	295,500	362,100	425,400	
64	296,100	363,500	426,700	
65	297,100	365,000	427,900	
66	297,900	366,600	429,100	
67	298,600	368,200	430,400	

68	299,300	369,700	431,800
69	299,900	371,200	433,100
70	300,600	372,800	434,300
71	301,300	374,300	435,300
72	302,000	375,800	436,500
73	302,700	377,300	437,700
74	303,400	378,900	438,800
75	304,100	380,500	440,000
76	304,600	382,000	441,000
77	305,200	383,400	442,100
78	305,800	384,800	443,100
79	306,500	386,200	444,100
80	307,100	387,500	445,100
81	307,600	388,800	446,000
82	308,200	390,200	446,800
83	308,900	391,500	447,600
84	309,600	392,800	448,400
85	310,200	393,900	449,100
86	311,000	395,300	449,500
87	311,700	396,600	449,900
88	312,300	397,900	450,300
89	313,000	399,100	450,700
90	313,800	400,400	451,000
91	314,600	401,500	451,300
92	315,400	402,700	451,500
93	315,900	403,900	451,800
94	316,700	405,000	452,100
95	317,500	406,200	452,400
96	318,300	407,400	452,600
97	318,900	408,800	452,800
98	319,600	409,800	
99	320,400	410,800	
100	321,100	411,800	
101	321,900	412,700	
102	322,700	413,700	
103	323,600	414,800	

104	324,400	415,900
105	325,000	416,600
106	325,800	417,500
107	326,600	418,400
108	327,400	419,300
109	328,100	420,100
110	328,500	420,900
111	328,800	421,700
112	329,300	422,500
113	329,800	423,100
114	330,200	423,800
115	330,600	424,500
116	331,000	425,200
117	331,500	425,800
118	332,000	426,300
119	332,400	426,600
120	332,900	426,900
121	333,400	427,200
122	333,800	427,500
123	334,200	427,800
124	334,700	428,000
125	335,200	428,200
126	335,500	428,500
127	335,800	428,800
128	336,100	429,000
129	336,300	429,200
130	336,600	429,500
131	336,900	429,800
132	337,100	430,000
133	337,300	430,200
134	337,500	430,500
135	337,700	430,800
136	338,000	431,000
137	338,300	431,200
138	338,500	431,500
139	338,800	431,800

	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
	149	341,300				
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

商科専門学校教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	244,100	277,500	360,000	464,500	537,300
	2	247,000	279,300	362,200	473,300	543,400
	3	250,100	281,100	364,400	481,800	549,500
	4	253,100	282,800	366,600	489,600	554,800
	5	256,300	284,400	368,500	495,500	558,800
	6	259,600	285,900	370,800	500,100	562,300
	7	262,800	287,400	373,100	504,400	565,000
	8	266,000	288,900	375,600	508,400	567,300
	9	269,000	290,400	377,800	512,400	569,300
	10	270,800	292,200	379,900	515,800	
	11	272,500	294,100	382,000	519,000	
	12	274,100	295,900	384,000	522,300	
	13	275,700	297,800	385,900	525,200	
	14	277,000	299,700	387,500	527,600	
	15	278,400	301,600	389,000	530,000	
	16	279,700	303,500	390,600	532,000	
	17	281,000	305,500	392,200	534,000	
	18	282,100	308,000	393,500		
	19	283,100	310,600	394,800		
	20	284,000	313,200	396,000		
	21	285,400	315,800	397,300		
	22	286,700	318,300	398,900		
	23	288,100	320,700	400,500		
	24	289,400	323,000	402,000		
	25	290,800	325,100	403,400		
	26	292,300	327,200	404,900		
	27	293,700	329,300	406,400		
	28	295,100	331,400	407,900		
	29	296,400	333,400	409,200		
	30	297,700	335,000	410,600		
31	299,000	336,500	411,900			

32	300,400	338,000	413,200
33	301,800	339,500	414,100
34	303,100	341,100	415,300
35	304,400	342,600	416,400
36	305,200	344,100	417,500
37	305,900	345,500	418,500
38	306,700	346,900	419,600
39	307,500	348,200	420,700
40	308,300	349,400	421,800
41	309,000	350,600	422,900
42	309,800	352,300	424,000
43	310,500	353,900	425,200
44	311,000	355,700	426,400
45	311,500	357,300	427,500
46	312,000	358,900	428,900
47	312,400	360,400	430,400
48	312,800	361,800	431,900
49	313,300	363,300	433,300
50	313,700	364,900	434,200
51	314,100	366,300	435,100
52	314,400	367,700	435,900
53	314,700	369,100	436,700
54	315,100	370,100	437,700
55	315,400	371,100	438,700
56	315,800	372,000	439,400
57	316,100	373,100	440,100
58	316,400	374,300	440,900
59	316,800	375,600	441,700
60	317,100	376,900	442,600
61	317,500	378,200	443,600
62	317,800	379,500	444,600
63	318,100	380,700	445,500
64	318,400	381,900	446,400
65	318,800	383,100	447,100
66	319,100	384,400	448,000
67	319,500	385,600	448,800

68	319,800	386,800	449,600
69	320,200	388,000	450,500
70	320,500	389,300	451,300
71	320,900	390,500	452,100
72	321,300	391,700	453,000
73	321,600	392,900	453,700
74	322,000	394,200	454,100
75	322,500	395,500	454,500
76	322,900	396,700	454,900
77	323,200	397,800	455,300
78	323,700	398,900	455,800
79	324,100	400,000	456,200
80	324,500	401,200	456,600
81	324,900	402,600	456,800
82	325,300	404,000	457,200
83	325,700	405,400	457,500
84	326,100	406,800	457,800
85	326,500	407,800	458,000
86	327,000	409,100	458,200
87	327,500	410,400	458,500
88	328,000	411,700	458,800
89	328,300	412,900	459,000
90	328,700	413,800	459,300
91	329,100	414,800	459,600
92	329,500	415,900	459,800
93	330,000	416,700	460,000
94	330,400	417,800	460,300
95	331,000	418,900	460,600
96	331,500	419,800	460,800
97	331,900	420,700	461,000
98	332,300	421,600	
99	332,600	422,500	
100	332,900	423,400	
101	333,200	424,200	
102	333,500	425,200	
103	333,800	426,100	

104	334, 100	427, 100		
105	334, 500	427, 700		
106	334, 900	428, 400		
107	335, 400	429, 100		
108	335, 800	429, 600		
109	336, 200	430, 000		
110	336, 700	430, 400		
111	337, 100	430, 700		
112	337, 500	431, 000		
113	337, 800	431, 200		
114	338, 300	431, 500		
115	338, 600	431, 800		
116	339, 000	432, 100		
117	339, 300	432, 300		
118	339, 700	432, 600		
119	340, 200	432, 900		
120	340, 700	433, 100		
121	340, 900	433, 300		
122	341, 300	433, 600		
123	341, 600	433, 900		
124	341, 900	434, 100		
125	342, 100	434, 300		
126	342, 400			
127	342, 900			
128	343, 300			
129	343, 500			
130	343, 900			
131	344, 400			
132	344, 800			
133	345, 000			
134	345, 400			
135	345, 800			
136	346, 000			
137	346, 300			
138	346, 700			

	139	347,100				
	140	347,500				
	141	348,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		261,600	309,200	327,300	393,900	491,600

備考 この表は、商科専門学校に勤務する職員に適用する。

第2条 甲府市学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第27条の2第2項中「8,000円」を「8,600円」に、「の別に応じて」を「(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じ、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の「校務類型」とは、次に掲げる校務の種類をいう。

- (1) 学級を担任する業務
- (2) 前号に掲げるもの以外の校務

別表第1備考第2項中「、この表の額に7,700円」を「同表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員の給料月額は同表の額に3,800円」に改める。

第3条 甲府市学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行す

る。

- (1) 第1条及び次項から附則第5項までの規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 令和8年1月1日
- (3) 第3条の規定 令和8年4月1日

2 第1条の規定による改正後の甲府市学校職員給与条例（次項及び附則第4項において「改正後の条例」という。）第24条並びに別表第1及び別表第3の規定は、令和7年4月1日から適用する。

3 改正後の条例第26条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

4 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の甲府市学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（教育委員会への委任）

5 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

規則

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口雄一

甲府市規則第78号

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市税条例施行規則（昭和25年8月規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式

(表面)

第 号

徴 税 吏 員 証

部 名

氏

年 月 日生

年 月 日

甲府市長 印

6cm

9cm

(裏面)

- 1 本証は、市税の賦課徴収に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは何時でもこれを呈示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は、発行の日から3年とする。

第23号様式（その2）及び第23号様式（その3）を次のように改める。
 第23号様式（その2）

軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）

納税 義務者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	
車両番号		
納税年月日		
この証明書の有効期限		
備考		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

山梨県甲府市長



- (注) 1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。
 2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。
 3 賦課期日（4月1日）後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては滞納がない旨記載されます。
 4 この証明書の有効期限には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

第 2 3 号様式 (その 3)

年度軽自動車税(種別割)納税証明書
(継続検査用)

住 所 (所 在 地)	
氏 名 (名 称)	
車 両 番 号	
納 税 済 年 月 日	
有 効 期 限	
備 考	

上記のとおり証明します。
年 月 日

山梨県甲府市長



第 2 3 号様式 (その 4) 及び第 3 8 号様式 (その 1 の 2) を削る。

第 3 8 号様式 (その 1 の 1) を第 3 8 号様式 (その 1) とし、同様式を次のように改める。

第 3 8 号様式 (その 1)

<p style="text-align: center;">甲府市 納付書(納入済通知書) 自動車税(種別別)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> <td>納付合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> <td>納付区分</td> <td>納付</td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> <td>納付区分</td> <td>納付</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> <td>納付区分</td> <td>納付</td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> <td>納付区分</td> <td>納付</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> <td>納付区分</td> <td>納付</td> </tr> </table>	加入者氏名	甲府市社会計管理者	納付合計金額	円	印影地番	甲府市社会計管理者	納付区分	納付	加入者氏名	甲府市社会計管理者	納付区分	納付	印影地番	甲府市社会計管理者	納付区分	納付	加入者氏名	甲府市社会計管理者	納付区分	納付	印影地番	甲府市社会計管理者	納付区分	納付	<p style="text-align: center;">甲府市 納付書(原簿) 年度 自動車税(種別別)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> </table>	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	<p style="text-align: center;">自動車税(種別別)納入済通知書 (継続検査用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>印影地番</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td></td> </tr> </table>	印影地番		加入者氏名		加入者氏名		加入者氏名	
加入者氏名	甲府市社会計管理者	納付合計金額	円																																											
印影地番	甲府市社会計管理者	納付区分	納付																																											
加入者氏名	甲府市社会計管理者	納付区分	納付																																											
印影地番	甲府市社会計管理者	納付区分	納付																																											
加入者氏名	甲府市社会計管理者	納付区分	納付																																											
印影地番	甲府市社会計管理者	納付区分	納付																																											
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
印影地番																																														
加入者氏名																																														
加入者氏名																																														
加入者氏名																																														
<p style="text-align: center;">自動車税(種別別)納入済通知書 (継続検査用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> </table>	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	<p style="text-align: center;">自動車税(種別別)納入済通知書 (継続検査用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> </table>	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	<p style="text-align: center;">自動車税(種別別)納入済通知書 (継続検査用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> </table>	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者								
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
<p style="text-align: center;">自動車税(種別別)納入済通知書 (継続検査用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> </table>	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	<p style="text-align: center;">自動車税(種別別)納入済通知書 (継続検査用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> </table>	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	<p style="text-align: center;">自動車税(種別別)納入済通知書 (継続検査用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>加入者氏名</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> <tr> <td>印影地番</td> <td>甲府市社会計管理者</td> </tr> </table>	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者	加入者氏名	甲府市社会計管理者	印影地番	甲府市社会計管理者								
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													
加入者氏名	甲府市社会計管理者																																													
印影地番	甲府市社会計管理者																																													

第38号様式（その2）を次のように改める。
 第38号様式（その2）

年 月 日

様

山梨県甲府市長



軽自動車税（種別割）納税通知書

下記のとおり決定しましたので通知いたします。

納税義務者			
賦課年度		課税年度	
振替対象台数		合計納税額	
金融機関名			
支店名		口座種別	
口座番号		口座名義人	
納期限		振替日	
通知書番号	車両番号(標識番号)	車種	
備考			税額

根拠法令

【お問い合わせ先】

第39号様式（その1）中「㊟」を削り、「第67条の3第2項」を「第67条の3第3項」に、

「

車台番号		用途	
総排気量又は定格出力		形状	
主たる定置場			
減免を受けようとする税額			
減免を受けようとする事由			
減免を受けようとする事由を証明するもの			
添付書類			

を

」

「

車台番号		用途		形状	
総排気量又は定格出力		最高出力		型式	
主たる定置場					
減免を受けようとする税額					
減免を受けようとする事由					
減免を受けようとする事由を証明するもの					

に

」

改める。

第39号様式（その2）及び第39号様式の2を次のように改める。

第 3 9 号様式 (その 2)

身体障がい者等軽自動車税(種別割)減免申請書				
(あて先) 甲府市長				年 月 日
(申 納 税 義 務 者)	住 所	(電話)		
	氏 名			
	個人番号		身体障がい者 等との関係	
次の軽自動車等について、 年度の軽自動車税(種別割)の減免を受けたいので、 甲府市市税条例第 6 7 条の 3 第 1 項の規定により申請します。				
軽 自 動 車 等	車 両 番 号		種 別	
	主 たる 定 置 場		用 途 及 び 使 用 目 的	
	総排気量又 は定格出力		最 高 出 力	
身 体 障 が い 者 等	住 所	<input type="checkbox"/> 納税義務者に同じ		
	氏 名	<input type="checkbox"/> 納税義務者に同じ	生 年 月 日 及 び 年 齢	年 月 日 歳
	手 帳 の 番 号		手 帳 の 交 付 年 月 日	
	障 害 名 及 び 障 害 の 程 度		手 帳 の 種 類	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 戦傷 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 精神
運 転 者	住 所	<input type="checkbox"/> 納税義務者に同じ		
	氏 名	<input type="checkbox"/> 納税義務者に同じ	身体障がい者 等との関係	
	免 許 証	番号	交 付 年 月 日	年 月 日
		種類	有 効 期 限	年 月 日
添付書類(職員確認欄)		<input type="checkbox"/> 手帳 <input type="checkbox"/> 車検証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 / <input type="checkbox"/> 減免資格証明書 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証		

第 年 月 日

様

山梨県甲府市長



軽自動車税（種別割）減免承認決定通知書

年度軽自動車税（種別割）については、次のとおり減免を決定しましたので通知します。

納 税 義 務 者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	

◆減免対象の車両

車 種	
車 両 番 号	

◆減免の内容

通知書番号		課税年度	
減免対象区分			
税 額		減免税額	
差引納付税額			

(根拠条例)

(備考)

【お問い合わせ先】

※減免の事由に変更があった場合や消滅した場合は、届出が必要となります。

第40号様式中「㊦」を削り、「第67条の3第3項」を「第67条の3第4項」に、

「

減免事由消滅理由	
添付書類	

を

」

「

減免事由消滅理由	
----------	--

に

届出者 (※)	現住所			
	氏名			
	連絡先		続柄	
(職員確認欄)	本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> その他 ()	

※届出者が本人以外の場合はご記入ください。

」

改める。

第42号様式及び第43号様式を次のように改める。

第 4 2 号様式

原動機付自転車・小型特殊自動車
標識交付証明書

所有者	住所 (所在地)		
	氏名 (名称)		
使用者	住所 (所在地)		
	氏名 (名称)		
納税義務者区分			
標識番号			
種別			
定置場			
所有形態			
車名			
車台番号			
型式		型式認定番号	
総排気量又は 定格出力		原動機型式	
最高速度		最高出力	
長さ		幅	
納税義務発生 年月日		年式	
備考			

上記のとおり標識を交付したことを証明する。

年 月 日

【お問い合わせ先】

山梨県甲府市長



原動機付自転車・小型特殊自動車

試乗標識貸与申請書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

申 請 者

住所 (法人の場合は、所在地)

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者名)

甲府市市税条例第 6 8 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり試乗標識の貸与を申請します。

主たる定置場	電話番号
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者名)	

※甲府市記入欄

標識番号		貸与日	
------	--	-----	--

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の甲府市市税条例施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する徴税吏員証は、この規則による改正後の徴税吏員証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則第 3 9 号様式（その 1）、第 3 9 号様式（その 2）、第 4 0 号様式及び第 4 3 号様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市子ども屋内運動遊び場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第79号

甲府市子ども屋内運動遊び場条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市子ども屋内運動遊び場条例施行規則（令和3年4月規則第21号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「第4号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（利用料金の額に係る承認）

第6条 指定管理者は、条例第9条第2項に規定する利用料金の額に係る承認を受けようとするときは、あらかじめ市長に甲府市子ども屋内運動遊び場の利用料金承認申請書（第4号様式。以下「承認申請書」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する承認申請書の提出があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、甲府市子ども屋内運動遊び場の利用料金承認決定書（第5号様式）により指定管理者に通知するものとする。

第4号様式中「第7条」を「第8条」に改め、同様式を第6号様式とし、第3号様式の次に次の2様式を加える。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

所在地

指定管理者 名 称

代表者 印

甲府市子ども屋内運動遊び場の利用料金承認申請書

甲府市子ども屋内運動遊び場条例施行規則第6条第1項の規定により、甲府市子ども屋内運動遊び場の利用料金について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 利用料金の種別及び額

2 適用年月日

年 月 日から

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

様

甲府市長

甲府市子ども屋内運動遊び場の利用料金承認決定書

年 月 日付けで申請のあった甲府市子ども屋内運動遊び場の利用料金について、次のとおり承認します。

1 利用料金の種別及び額

2 適用年月日

年 月 日から

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第80号

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）の一部を次のように改正する。

第16条の5の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 普通徴収に係る保険料の納付は、納付書（第4号様式の2の2）又は口座振替により行うものとする。

第4号様式の2の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2の2（第16条の5関係）

<p style="text-align: center;">甲府市 国民健康保険料 納入済通知書</p> <p style="text-align: center;">年度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">加入者名</td> <td style="width: 20%;">甲府市会計管理者</td> <td style="width: 20%;">納付合計金額</td> <td style="width: 20%;">納付区分</td> <td style="width: 20%;">円</td> </tr> <tr> <td>取替機関番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取替番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	甲府市会計管理者	納付合計金額	納付区分	円	取替機関番号					取替番号					対象年度					<p style="text-align: center;">甲府市 国民健康保険料 領収証書</p> <p style="text-align: center;">納付者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 20%;">納付番号</td> <td style="width: 20%;">納付区分</td> <td style="width: 20%;">納付金額</td> <td style="width: 20%;">円</td> </tr> <tr> <td>科目</td> <td>確認番号</td> <td></td> <td>郵便手続料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td></td> <td></td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>納付合計額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>納期限</td> <td></td> </tr> </table>	年度	納付番号	納付区分	納付金額	円	科目	確認番号		郵便手続料	円	期別			延滞金	円				納付合計額	円				納期限		<p style="text-align: center;">甲府市 国民健康保険料 領収証書</p> <p style="text-align: center;">納付者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">加入者名</td> <td style="width: 20%;">甲府市会計管理者</td> <td style="width: 20%;">納付合計金額</td> <td style="width: 20%;">納付区分</td> <td style="width: 20%;">円</td> </tr> <tr> <td>口座記号番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付者氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>確認番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>科目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通知書番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	甲府市会計管理者	納付合計金額	納付区分	円	口座記号番号					納付番号					納期限					納付者氏名					納付番号					確認番号					年度					科目					通知書番号				
加入者名	甲府市会計管理者	納付合計金額	納付区分	円																																																																																													
取替機関番号																																																																																																	
取替番号																																																																																																	
対象年度																																																																																																	
年度	納付番号	納付区分	納付金額	円																																																																																													
科目	確認番号		郵便手続料	円																																																																																													
期別			延滞金	円																																																																																													
			納付合計額	円																																																																																													
			納期限																																																																																														
加入者名	甲府市会計管理者	納付合計金額	納付区分	円																																																																																													
口座記号番号																																																																																																	
納付番号																																																																																																	
納期限																																																																																																	
納付者氏名																																																																																																	
納付番号																																																																																																	
確認番号																																																																																																	
年度																																																																																																	
科目																																																																																																	
通知書番号																																																																																																	
<p style="text-align: center;">甲府市 国民健康保険料 納入済通知書</p> <p style="text-align: center;">年度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">加入者名</td> <td style="width: 20%;">甲府市会計管理者</td> <td style="width: 20%;">納付合計金額</td> <td style="width: 20%;">納付区分</td> <td style="width: 20%;">円</td> </tr> <tr> <td>取替機関番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取替番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	甲府市会計管理者	納付合計金額	納付区分	円	取替機関番号					取替番号					対象年度					<p style="text-align: center;">甲府市 国民健康保険料 領収証書</p> <p style="text-align: center;">納付者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 20%;">納付番号</td> <td style="width: 20%;">納付区分</td> <td style="width: 20%;">納付金額</td> <td style="width: 20%;">円</td> </tr> <tr> <td>科目</td> <td>確認番号</td> <td></td> <td>郵便手続料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td></td> <td></td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>納付合計額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>納期限</td> <td></td> </tr> </table>	年度	納付番号	納付区分	納付金額	円	科目	確認番号		郵便手続料	円	期別			延滞金	円				納付合計額	円				納期限		<p style="text-align: center;">甲府市 国民健康保険料 領収証書</p> <p style="text-align: center;">納付者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">加入者名</td> <td style="width: 20%;">甲府市会計管理者</td> <td style="width: 20%;">納付合計金額</td> <td style="width: 20%;">納付区分</td> <td style="width: 20%;">円</td> </tr> <tr> <td>口座記号番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付者氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>確認番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>科目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通知書番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	甲府市会計管理者	納付合計金額	納付区分	円	口座記号番号					納付番号					納期限					納付者氏名					納付番号					確認番号					年度					科目					通知書番号				
加入者名	甲府市会計管理者	納付合計金額	納付区分	円																																																																																													
取替機関番号																																																																																																	
取替番号																																																																																																	
対象年度																																																																																																	
年度	納付番号	納付区分	納付金額	円																																																																																													
科目	確認番号		郵便手続料	円																																																																																													
期別			延滞金	円																																																																																													
			納付合計額	円																																																																																													
			納期限																																																																																														
加入者名	甲府市会計管理者	納付合計金額	納付区分	円																																																																																													
口座記号番号																																																																																																	
納付番号																																																																																																	
納期限																																																																																																	
納付者氏名																																																																																																	
納付番号																																																																																																	
確認番号																																																																																																	
年度																																																																																																	
科目																																																																																																	
通知書番号																																																																																																	

附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。

市立甲府病院診療規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第81号

市立甲府病院診療規則の一部を改正する規則

市立甲府病院診療規則（昭和42年1月規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3号様式中「全額を」を削り、

「

連帯保証人 記載欄	(フリガナ)	(電話) — —
	(氏名) 印	
	(住所) (患者との関係)	
	(勤務先) (勤務先電話) — —	
連帯保証人は、患者、親権者又は後見人と別世帯で独立の生計を営む成年者で、支払い能力のある身元確実な方とします。患者による診療費等の支払いがない場合、連帯保証人に請求することがあります。		

を

「

連帯保証人 記載欄	(フリガナ)	(電話) — —
	(氏名) 印	
	(住所) (患者との関係)	
	(勤務先) (勤務先電話) — —	
連帯保証人は、患者、親権者又は後見人と別世帯で独立の生計を営む成年者で、支払い能力のある身元確実な方とします。患者による診療費等の支払いがない場合、 <u>極度額（保証の上限額）70万円</u> の範囲内で連帯保証人が支払いの責任を負います。		

に

改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 8 2 号

甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和 3 9 年 4 月規則第 4 8
号）の一部を次のように改正する。

第 7 8 条第 1 項第 6 号を次のように改める。

(6) 削除

第 7 8 条第 1 項第 1 4 号を次のように改める。

(14) 削除

第 7 8 条第 1 項第 1 6 号及び第 1 7 号を次のように改める。

(16)及び(17) 削除

第 7 8 条第 1 項第 2 0 号を次のように改める。

(20) 削除

第 7 8 条第 1 項第 2 3 号を次のように改める。

(23) 削除

第 7 8 条第 1 項第 2 9 号から第 3 2 号までを次のように改める。

(29)から(31)まで 削除

第 7 8 条第 1 項第 3 3 号中「入札（見積）書」を「入札書」に改め、同項第 3 6
号を次のように改める。

(36) 削除

第 7 8 条第 1 項第 3 8 号を次のように改める。

(38) 削除

第 7 8 条第 1 項第 4 2 号中「予算流用伺」を「流用決定書」に改め、同項第 4 4

号を次のように改める。

(44) 削除

第2号様式から第4号様式までを次のように改める。

第2号様式（第78条関係）

収入伝票

決定欄

予算所属	起案者
------	-----

起案日 年 月 日	決裁日 年 月 日
-----------	-----------

予 算 科 目

借 方 科 目	貸 方 科 目
款 項 目 節	款 項 目 節

金額	
----	--

摘要	
----	--

納 付 者

第3号様式（第78条関係）

支払伝票

決定欄

予算所属	起案者
------	-----

起案日 年 月 日	決裁日 年 月 日
-----------	-----------

予 算 科 目

借 方 科 目	貸 方 科 目
款 項 目 節	款 項 目 節

金額	
----	--

摘要	
----	--

支払先・支払方法

第 4 号様式（第 7 8 条関係）

振替伝票

決定欄

予算所属	起案者
------	-----

起案日 年 月 日	決裁日 年 月 日
-----------	-----------

予 算 科 目	予 算 科 目
---------	---------

借 方 科 目	貸 方 科 目
款 項 目 節	款 項 目 節

金額	
----	--

摘要	
----	--

第15号様式を次のように改める。

第15号様式 削除

第17号様式及び第18号様式を次のように改める。

第17号様式及び第18号様式 削除

第21号様式を次のように改める。

第21号様式 削除

第24号様式を次のように改める。

第24号様式 削除

第30号様式から第33号様式までを次のように改める。

第30号様式から第33号様式まで 削除

第34号様式を次のように改める。

第 3 4 号様式 (第 7 8 条関係)

入 札 書 (回 目)

() 第 号

入 札 金 額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
業 務 名											
工事(施工)場所 又は 納入場所											
<p>甲府市契約規則 (昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号) 及び設計書、図面並びに現場等を了承のうえ入札します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">入 札 者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p style="text-align: center;">上記代理人 氏名 印</p> <p>(あて先) 甲 府 市 長</p>											

(注) 代理人が入札する場合は、事前に委任状を提出し、「上記代理人」に氏名を記載のうえ押印すること。

第 37 号様式から第 39 号様式までを次のように改める。

第 37 号様式 削除

第38号様式（第78条関係）

年 月 日

請 求 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

適格請求書発行
事業者登録番号

金額 (税込み)		十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円
うち消費税及び 地方消費税相当額			億	千	百	十	万	千	百	十	一	円
金額 (税抜き)		十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円

件 名	
-----	--

期 間	
-----	--

金融機関名	預金種別	口座番号	口座名義
銀行 金庫 組合 農協 店	普通 当座		フリガナ

<table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> <td>節</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	年度	款	項	目	節						<p>債務履行の確認</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>確認欄</p> </div>
年度	款	項	目	節							
<table border="1"> <tr> <td>契約番号</td> <td></td> </tr> </table>	契約番号										
契約番号											
<table border="1"> <tr> <td>負担行為番号</td> <td></td> </tr> </table>	負担行為番号										
負担行為番号											
<table border="1"> <tr> <td>債務履行確認年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	債務履行確認年月日	年 月 日									
債務履行確認年月日	年 月 日										

第 3 9 号様式 削除

第 4 3 号様式を次のように改める。

第 4 3 号様式（第 7 8 条関係）

流用決定書

決 定 欄

予算所属	起案者
------	-----

起案日 年 月 日	決裁日 年 月 日
-----------	-----------

金額	
----	--

摘要	
----	--

流用・充当を受ける科目	流用・充当をする科目
款 項 目 節	款 項 目 節



第45号様式を次のように改める。

第45号様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第83号

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 甲府市職員給与条例施行規則（昭和27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第2項第1号中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項第2号中「2万1,000円」を「2万2,500円」に、「1万500円」を「1万1,250円」に改め、同項第3号中「5,300円」を「5,600円」に改め、同条第4項中「2万2,000円」を「2万3,500円」に、「1万1,000円」を「1万1,750円」に改める。

第24条の3第1項第1号中「100分の124以上100分の315」を「100分の126.5以上100分の322.5」に、「100分の148以上100分の375」を「100分の150.5以上100分の382.5」に改め、同項第2号中「100分の112.5以上100分の124」を「100分の115以上100分の126.5」に、「100分の133.5以上100分の148」を「100分の136以上100分の150.5」に改め、同項第3号中「100分の101」を「100分の103.5」に、「100分の121」を「100分の123.5」に改め、同項第4号中「100分の92.5」を「100分の95」に、「100分の111.5」を「100分の114」に改める。

第24条の4第1項第1号中「100分の51.5」を「100分の54」に、「100分の61.5」を「100分の64」に改め、同項第2号中「100分の48」を「100分の50.5」に、「100分の58」を「100分の60.5」に改め、同項第3号中「100分の46」を「100分

の48.5」に、「100分の56」を「100分の58.5」に改める。

第2条 甲府市職員給与条例施行規則の一部を次のように改正する。

第24条の3第1項第1号中「100分の126.5以上100分の322.5」を「100分の125.25以上100分の318.75」に、「100分の150.5以上100分の382.5」を「100分の149.25以上100分の378.75」に改め、同項第2号中「100分の115以上100分の126.5」を「100分の113.75以上100分の125.25」に、「100分の136以上100分の150.5」を「100分の134.75以上100分の149.25」に改め、同項第3号中「100分の103.5」を「100分の102.25」に、「100分の123.5」を「100分の122.25」に改め、同項第4号中「100分の95」を「100分の93.75」に、「100分の114」を「100分の112.75」に改める。

第24条の4第1項第1号中「100分の54」を「100分の52.75」に、「100分の64」を「100分の62.75」に改め、同項第2号中「100分の50.5」を「100分の49.25」に、「100分の60.5」を「100分の59.25」に改め、同項第3号中「100分の48.5」を「100分の47.25」に、「100分の58.5」を「100分の57.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市職員給与条例施行規則（以下この項において「改正後の規則」という。）第13条の2第2項及び第4項の規定は令和7年4月1日から、改正後の規則第24条の3第1項及び第24条の4第1項の規定は同年12月1日から適用する。

(勤勉手当の成績率の経過措置)

- 3 当分の間、この規則による改正後の甲府市職員給与条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）第24条の3及び第24条の4の規定による勤勉

手当の成績率については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 100分の212.5（新規則第17条の2に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の252.5）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）

（雑則）

4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第84号

甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則（平成20年3月規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の87.5」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の77.5」を「100分の80」に改め、同項第3号中「100分の71」を「100分の73.5」に改める。

第2条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の90」を「100分の88.75」に改め、同項第2号中「100分の80」を「100分の78.75」に改め、同項第3号中「100分の73.5」を「100分の72.25」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 当分の間、この規則による改正後の第4条の規定による勤勉手当の成績率については、同条の規定にかかわらず、100分の177.5の割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第85号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和43年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	186,200	242,000	276,300	309,800
	2	187,400	243,300	277,300	311,300
	3	188,600	244,700	278,300	312,700
	4	189,800	246,100	279,300	314,100
	5	191,000	247,500	280,300	315,500
	6	192,200	248,900	281,300	316,600
	7	193,400	250,300	282,200	317,600
	8	194,600	251,700	283,200	318,800
	9	195,800	253,100	284,200	320,000
	10	196,900	254,300	285,200	321,600
	11	198,100	255,600	286,200	323,200
	12	199,200	256,900	287,200	324,800
	13	200,300	258,100	288,200	326,200
	14	202,000	259,300	289,500	327,800
	15	203,600	260,500	290,800	329,400
	16	205,200	261,700	292,000	331,000
	17	206,700	262,800	293,200	332,400
	18	208,400	263,900	294,500	334,100
	19	210,000	265,000	295,700	335,700
	20	211,600	266,100	296,900	337,300
	21	213,100	267,000	297,900	338,700
	22	214,800	268,000	299,100	340,400
	23	216,500	269,000	300,300	342,100
	24	218,200	270,000	301,600	343,700
	25	219,400	271,000	302,900	344,900
	26	221,000	271,900	303,900	346,800
	27	222,600	272,700	304,900	348,500
	28	224,100	273,600	305,900	350,100
	29	225,600	274,400	307,000	351,600
	30	227,200	275,200	308,200	353,200
31	228,800	276,000	309,300	354,800	

32	230,400	276,700	310,500	356,400
33	232,000	277,400	311,600	358,100
34	233,700	278,200	312,900	359,900
35	235,000	279,000	314,200	361,700
36	236,300	279,600	315,500	363,500
37	237,600	280,300	316,700	365,000
38	238,700	281,100	318,000	366,400
39	239,800	281,800	319,300	367,800
40	240,900	282,500	320,600	369,200
41	242,000	283,200	321,900	370,700
42	242,900	283,900	323,100	371,500
43	243,800	284,600	324,400	372,400
44	244,800	285,300	325,500	373,400
45	245,800	286,000	326,400	374,300
46	246,700	286,600	327,700	375,400
47	247,600	287,300	329,000	376,300
48	248,400	287,900	330,300	377,300
49	249,200	288,600	331,400	378,200
50	249,900	289,200	332,700	378,900
51	250,500	289,900	333,900	379,600
52	251,100	290,600	335,100	380,200
53	251,800	291,100	336,400	380,600
54	252,400	291,700	337,400	381,200
55	253,000	292,300	338,500	381,800
56	253,600	293,000	339,600	382,500
57	254,100	293,600	340,300	382,800
58	254,700	294,200	341,200	383,500
59	255,300	294,800	341,900	384,200
60	255,800	295,500	342,700	384,800
61	256,200	296,100	343,500	385,100
62	256,600	296,700	343,900	385,600
63	256,900	297,200	344,400	386,200
64	257,200	297,700	345,100	386,800
65	257,500	298,200	345,900	387,100
66	257,800	298,800	346,600	387,700
67	258,100	299,300	347,300	388,400

68	258,400	299,900	347,900	389,000
69	258,700	300,300	348,400	389,400
70	259,000	300,800	349,000	389,900
71	259,300	301,300	349,500	390,500
72	259,600	301,900	350,100	391,000
73	259,900	302,400	350,400	391,500
74	260,200	302,800	350,900	392,100
75	260,500	303,100	351,200	392,500
76	260,800	303,400	351,600	392,800
77	261,100	303,600	352,000	393,200
78	261,400	303,900	352,500	393,700
79	261,700	304,100	353,000	394,100
80	262,000	304,400	353,500	394,500
81	262,300	304,600	353,800	394,900
82	262,600	304,800	354,200	395,400
83	262,900	305,100	354,600	395,800
84	263,200	305,300	355,000	396,200
85	263,500	305,600	355,300	396,500
86	263,800	305,800	355,700	
87	264,100	306,100	356,100	
88	264,400	306,400	356,500	
89	264,700	306,700	356,700	
90	265,000	307,000	357,100	
91	265,300	307,300	357,500	
92	265,600	307,600	357,900	
93	265,900	307,800	358,100	
94	266,200	308,000	358,400	
95	266,500	308,300	358,800	
96	266,800	308,700	359,100	
97	267,100	308,900	359,400	
98	267,400	309,200	359,800	
99	267,700	309,500	360,200	
100	268,000	309,900	360,600	
101	268,300	310,100	361,100	
102		310,400	361,500	
103		310,700	361,900	

104			311,000	362,300	
105			311,200	362,800	
106			311,500	363,200	
107			311,800	363,500	
108			312,100	363,800	
109			312,300	364,200	
110			312,600		
111			313,000		
112			313,300		
113			313,500		
114			313,700		
115			314,000		
116			314,400		
117			314,600		
118			314,800		
119			315,100		
120			315,400		
121			315,700		
122			315,900		
123			316,200		
124			316,500		
125			316,800		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第86号

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給調整手当支給規則（昭和36年8月規則第32号）の一部を次のように改正する。

「	「
310,000	310,800
310,000	310,800
310,000	310,800
310,000	310,800
310,000	310,800
310,000	310,800
310,000	310,800
310,000	310,800
310,000	310,800
310,000	310,800
310,000	310,800
310,000	310,800
310,000	310,800
310,000	310,800
310,000	310,800
310,000	310,800
310,000	310,800
310,000	310,800
310,000	310,800
306,700	307,500

別表中

303,400
300,100
296,800
293,500
281,500
268,000
254,500
241,000
227,500
210,500
193,500
176,500
159,500
142,000
124,500
107,000
87,000
67,000

を

304,200
300,900
297,600
294,300
283,300
271,300
258,800
246,300
233,800
218,300
202,800
187,300
171,800
155,300
138,800
122,300
104,300
86,300

に改める。

」

」

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員初任給調整手当支給規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

告示

甲府市告示第681号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第968号 |
| (2) 業務名称 | 特定空家等解体業務委託（青沼二丁目） |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、業種が「解体工事」に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (8) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年12月1日(月)～令和7年12月10日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和7年12月10日(水)については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和7年12月1日(月)～令和7年12月10日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和7年12月10日(水)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和7年12月23日(火) 午前9時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

地方自治法第243条の3第1項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の令和7年度上半期の財政状況及び甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の前年度決算状況を、別紙のとおり公表する。

令和7年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第683号

地方公営企業法第40条の2の規定に基づき、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計、甲府市農業集落排水事業会計、甲府市簡易水道等事業会計、甲府市浄化槽事業会計の令和7年度上半期の業務の状況及び甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計、甲府市農業集落排水事業会計、甲府市簡易水道等事業会計、甲府市浄化槽事業会計の前年度の決算の状況を、甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項により、別紙のとおり公表する。

令和7年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第684号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和7年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

甲府市告示第685号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和7年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

甲府市告示第686号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関再開届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和7年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関再開届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、再開年月日

別紙のとおり

甲府市告示第687号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年12月2日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本） 福発第4327号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉総室健康保険課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年12月5日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 入札番号 | 第2339号 |
| (2) 物件名 | 甲府駅北口防犯カメラディスクレコーダー修繕 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「電気製品」または「情報・通信」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年12月5日（金）～ 令和7年12月26日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和7年12月5日(金)～令和7年12月26日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年1月16日(金) 午後1時30分

(2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第689号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和7年12月5日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 令和7年度軽自動車税督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市横根町字大畑689番1及び689番4
以上2筆

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市横根町688番地
其田 丈士

甲府市告示第691号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送するため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和7年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1 書類名 | 納期限変更告知書 市民発第23054号 |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 |

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり公募申込書及び事業提案書等の提出を招請する。

令和7年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市認知症カフェ運営事業

2 業務概要

認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加し集うことができる「認知症カフェ」を開設し運営する。

3 募集数

認知症カフェの実施場所は、2箇所とする。

ただし、地域包括支援センターの1つである中央ほうかつの担当地域（春日・相生・穴切・朝日）を除く。

4 履行期間

令和8年2月1日（日）～令和8年3月31日（火）までとする。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 甲府市内に所在し、別紙仕様書に定める事業内容の履行及び人員配置が可能な法人であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (3) 事業実施中に生じた事故等に対応可能な保険に加入できる法人であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) 公告の日から契約締結日までの期間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要

綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。

(8) 市税を滞納していない法人であること

6 手続き等

(1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等を、甲府市のホームページにて公表するため、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

公募申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

7 連絡先

甲府市福祉部福祉支援室地域包括支援課地域包括支援係

住所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市役所本庁舎2階

電話 055-237-5484（直通）

電子メール huktschien@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第693号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和7年12月9日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 198号		
工事名	水路改修工事 (R7-7)		
工事場所	甲府市西高橋町地内		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 28 m 鋼矢板圧入工 (両岸) L = 57 m 笠コンクリート工 (両岸) L = 45 m 底版コンクリート工 L = 22 m 仮設工 1式
	2	工期	令和8年6月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	43,428,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1件の工事請負額が、2,100万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載

			(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年12月9日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年12月18日
	3	申請書受付開始日	令和7年12月9日
	4	申請書受付締切日	令和7年12月18日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年12月24日
	6	設計図書配付開始日	令和7年12月9日
	7	設計図書配付締切日	令和7年12月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年12月9日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年12月25日
	10	入札日時	令和8年1月9日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和8年1月15日
	12	開札日時	令和8年1月21日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和8年1月22日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和8年1月6日 午後5時まで
	2	回答	令和8年1月7日
価格以外の	1	質問	令和8年1月19日まで

評価に関する照会	2	回答	令和8年1月20日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和8年1月20日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる。
		中間前金払	請求できる。
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び同法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

令和7年12月9日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1960190500 |
| 2 | 事業所の名称 | 美さと訪問看護ステーション |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市後屋町326番地5
ハイツ佐野203号室 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 中央市西新居156番地1
グリーンプラザ405号室
Vinea株式会社
代表取締役 大上 雅也 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問看護
介護予防訪問看護 |
| 6 | 指定年月日 | 令和8年1月1日 |

甲府市告示第695号

次の弁明の機会の付与に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、行政手続法（平成5年法律第88号）第31条において準用する同法第15条第3項の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年12月9日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 書類名 | 弁明の機会付与通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 弁明書の提出先 | 甲府市福祉部福祉総室健康保険課
甲府市丸の内一丁目18番1号 |
| 4 | 弁明書の提出期限 | 令和7年12月23日 |
| 5 | 書類保管場所 | 甲府市福祉部福祉総室健康保険課 |

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者を指定したので、同法第85条の規定により公示する。

令和7年12月9日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970106058 |
| 2 | 事業所の名称 | 甲斐の郷居宅介護支援事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市大手一丁目4番45号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市中央一丁目12番9号
株式会社甲斐商会
代表取締役 若尾 美智子 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援 |
| 6 | 指定年月日 | 令和8年1月1日 |

甲府市屋外広告物条例（以下、条例という。）第39条の規定により、広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を次のとおり開催するので公告する。

令和7年12月11日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 日 時
令和8年3月6日（金）午前8時50分から午後5時30分まで
- 2 会 場
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8-1会議室（8階）
- 3 講習科目
（1）屋外広告物に関する法令
（2）屋外広告物の表示の方法に関する事項
（3）屋外広告物の施工に関する事項
- 4 受講手数料
1科目1,000円 ※条例第46条第4項の規定による。
なお、申込書の受理後、納入通知書を発送する。
また、受講手数料は納付後に申込を取り消した場合や受講しなかった場合でも還付しない。
- 5 募集人数
40名（先着順）
- 6 申込期間
令和8年1月5日（月）から令和8年2月13日（金）まで
- 7 申込方法
講習会受講申込書（第17号様式）に必要事項を記入のうえ、
下記提出先まで持ち込み又は郵送による。
- 8 申込書提出先
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所 まちづくり部 まち開発室 都市計画課

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月15日

甲府市長 樋口雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場・甲府市酒折駅南口自転車駐車場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
令和7年12月5日
- 4 返還の申出場所
市民部市民総室総務課
交通安全係 Tel 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの、自転車の鍵

地方自治法第219条第2項の規定により、令和7年9月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和7年12月17日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 令和7年度甲府市一般会計補正予算（第6号）
- 2 令和7年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 令和7年度甲府市一般会計補正予算（第7号）
- 4 令和7年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 5 令和7年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 令和7年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 令和7年度甲府市地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）
- 8 令和7年度甲府市一般会計補正予算（第8号）

令和7年12月17日 原案可決

甲府市告示第700号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

令和7年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

施設の名 称	団 体 の 所 在 地 及 び 名 称	指 定 の 期 間
甲府市甲府駅南口 第1自転車駐 車場	甲府市池田一丁目5番9号 甲府ビルサービス株式会社	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
甲府市甲府駅南口 第2自転車駐 車場		

甲府市告示第701号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

令和7年12月18日

甲府市長 樋口雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市勤労者福祉センター	甲府市朝気二丁目2番22号 一般財団法人 甲府市勤労者福祉サービスセンター	令和8年4月1日から 令和14年3月31日まで

甲府市告示第702号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和7年12月23日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和7年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市朝気二丁目地内
- 2 犬又は猫の別：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：グレートラ
- 6 その他の特徴：成猫、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話055-237-2550

甲府市告示第703号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので同条例第11条の規定により告示する。

令和7年12月19日

甲府市長 樋口雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市子ども屋内運動遊び場	東京都文京区小石川五丁目2番2号 株式会社明日香	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで

甲府市告示第704号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の2第1号の規定により公示する。

令和7年12月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|----------------------|
| 1 | 事業者名 | 社会福祉法人日新会 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市上町2473番地 |
| 3 | 事業所名 | てふてふ |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市上町2473番地 |
| 5 | 事業の種類 | 児童発達支援
放課後等デイサービス |
| 6 | 主たる対象者 | 重症心身障害以外 |
| 7 | 指定事業所番号 | 1950104313 |
| 8 | 指定年月日 | 令和8年1月1日 |

甲府市告示第705号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和7年12月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社片桐建設 |
| 2 | 事業者の所在地 | 長野県伊那市福島1471番地 |
| 3 | 事業所名 | コリード甲府 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市国母七丁目5番17号
サンライン甲府ビル5階F号室 |
| 5 | 事業の種類 | 就労選択支援 |
| 6 | 主たる対象者 | 身体障害者（内部障害）
知的障害者
精神障害者 |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910102894 |
| 8 | 指定年月日 | 令和8年1月1日 |

甲府市告示第706号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和7年12月19日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|---------|--------------------------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社プラネット |
| 2 | 事業者の所在地 | 愛知県名古屋市中区正木四丁目8番7号
レンガ橋ビル6階 |
| 3 | 事業所名 | プラネット甲府 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市後屋町416番地1 |
| 5 | 事業の種類 | 就労継続支援B型 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定無し |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910104296 |
| 8 | 指定年月日 | 令和8年1月1日 |

甲府市告示第707号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和7年12月19日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	マクロ株式会社
2	事業者の所在地	甲府市元紺屋町15番地
3	事業所名	山の手倶楽部LAB
4	事業所の所在地	甲府市朝気一丁目2番63号
5	事業の種類	生活介護
6	主たる対象者	特定無し
7	指定事業所番号	1910104304
8	指定年月日	令和8年1月1日

甲府市告示第708号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和7年12月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 事業者名 | TRIBAY株式会社 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市住吉五丁目25番14号IKビル205 |
| 3 | 事業所名 | 訪問介護事業所ほの字 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市住吉五丁目25番14号IKビル205 |
| 5 | 事業の種類 | 居宅介護
重度訪問介護 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定無し |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910104320 |
| 8 | 指定年月日 | 令和8年1月1日 |

甲府市告示第709号

次の者から、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき廃止届を受理したので、同法第78条の規定により公示する。

令和7年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1910116316 |
| 2 | 事業所の名称 | コスモ総合診療所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市塩部一丁目10番11号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 社会福祉法人いきいき倶楽部
理事長 代長 まり子 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅療養管理指導
介護予防居宅療養管理指導 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和7年11月30日 |

甲府市告示第710号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、都市計画法による事業計画の一環として整備する道路法による道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして、次のとおり指定する。

その関係図書は、まちづくり部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和7年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

1	路線名	甲府外郭環状道路東区間
2	道路の種類	市道(予定)
3	道路の地名地番	起点 甲府市和戸町291 地先 終点 甲府市和戸町338-5 地先
4	延長	160m
5	幅員	10.742m~5.000m

甲府市告示第711号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、都市計画法による事業計画の一環として整備する道路法による道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして、次のとおり指定する。

その関係図書は、まちづくり部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和7年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

1	路線名	甲府外郭環状道路東区間
2	道路の種類	市道(予定)
3	道路の地名地番	起点 甲府市和戸町1164-2 地先 終点 甲府市川田町40-2 地先
4	延長	218m
5	幅員	5.967m～5.219m

甲府市告示第712号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項に規定する連担建築物設計を次のとおり認定したので、同条第8項の規定により公告する。

その計画書は、まちづくり部まち開発室建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和7年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 対象区域 甲府市国玉町字五本杉452番1、452番3
- 2 対象区域面積 2,576.61㎡

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市中小河原町字馬込512番1、512番3から512番7まで、
515番1から515番7まで及び515番9から515番11まで
以上16筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢二丁目13番5号
小口マタイ株式会社
代表取締役 小口 博

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市古上条町字萩林469番1から469番10まで、494番4、
494番13及び495番3
以上13筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市国母八丁目31番8号
有限会社北宝エステート
代表取締役 寶福 由秀

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市落合町字福部498番1、498番5から498番8まで及び
499番1から499番4まで
以上9筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上今井町1210番地1
株式会社とちの木
代表取締役 小関 敏和

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 209号		
工事名	橋梁補修工事 (R7-8)		
工事場所	甲府市平瀬町地内		
工事概要	1	工事内容	橋梁補修工事 1橋 橋梁塗装工 $A = 192 \text{ m}^2$ 断面修復工 $N = 1$ 橋 水切り設置工 $L = 37 \text{ m}$ 仮設工 1式
	2	工期	令和8年6月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	29,964,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	橋梁工事等又は道路工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 1,400万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものとし、企業体の 施工実績を各企業の施工実績 として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の 工事实績は求めません。)

日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年12月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和8年1月9日
	3	申請書受付開始日	令和7年12月23日
	4	申請書受付締切日	令和8年1月9日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和8年1月16日
	6	設計図書配付開始日	令和7年12月23日
	7	設計図書配付締切日	令和8年1月19日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年12月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和8年1月19日
	10	入札及び開札日時	令和8年1月27日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和8年1月22日 午後5時まで
	2	回答	令和8年1月23日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 210号		
工事名	橋梁補修工事 (R7-7)		
工事場所	甲府市上積翠寺町地内		
工事概要	1	工事内容	橋梁補修工事 1橋 鋼材塗装工 A = 92 m ² 支承補修工 N = 1橋 断面修復工 N = 1橋 仮設工 1式
	2	工期	令和8年6月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	20,317,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	橋梁工事等又は道路工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 1,000万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものとし、企業体の 施工実績を各企業の施工実績 として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工 事実績は求めません。)

日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年12月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和8年1月9日
	3	申請書受付開始日	令和7年12月23日
	4	申請書受付締切日	令和8年1月9日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和8年1月16日
	6	設計図書配付開始日	令和7年12月23日
	7	設計図書配付締切日	令和8年1月19日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年12月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和8年1月19日
	10	入札及び開札日時	令和8年1月27日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和8年1月22日 午後5時まで
	2	回答	令和8年1月23日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(とび) 212号		
工事名	交通安全施設整備工事 (R7-5)		
工事場所	甲府市寿町地内		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 41.0 m 防護柵工 L = 40.8 m 防護柵基礎工 L = 40.0 m 付帯工 1式
	2	工期	令和8年3月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	10,659,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	とび 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値 (P) 600点以上
	3	同種工事施工実績	道路防護柵等の設置工事。 ただし、1件の工事請負額が、 500万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものとし、企業体の 施工実績を各企業の施工実績 として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の 工事実績)

			は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年12月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和8年1月9日
	3	申請書受付開始日	令和7年12月23日
	4	申請書受付締切日	令和8年1月9日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和8年1月16日
	6	設計図書配付開始日	令和7年12月23日
	7	設計図書配付締切日	令和8年1月19日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和7年12月23日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和8年1月19日
	10	入札及び開札日時	令和8年1月27日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和8年1月22日 午後5時まで
	2	回答	令和8年1月23日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第998号 |
| (2) 業務名称 | つつじが崎霊園内樹木伐採業務 |
| (3) 履行期間 | 契約日の翌日から令和8年3月27日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に入札参加資格の認定を受けている本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「種苗・造園」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和7年12月23日(火)～令和8年1月9日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、年末年始の休日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和8年1月9日(金)については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 令和7年12月23日(火)～令和8年1月9日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、年末年始の休日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和8年1月9日(金)については、午後3時00分まで
イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
(1) 日 時 令和8年1月28日(水) 午前10時00分
(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
(1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第720号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第721号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、障害者総合支援法第51条の30第2項第2号及び児童福祉法第24条の37第2項の規定により公示する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	特定非営利活動法人ライフサポート
2	事業者の所在地	甲府市羽黒町829番地6
3	事業所名	相談支援事業所リアライズ
4	事業所の所在地	甲府市羽黒町829番地6
5	事業の種類	指定特定相談支援 指定障害児相談支援
6	指定事業所番号	1930102551 1970102560
7	廃止年月日	令和7年12月31日

甲府市告示第722号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 事業者名 | IOT株式会社 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市住吉五丁目25番14号IKビル205 |
| 3 | 事業所名 | 訪問介護事業所ほの字 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市住吉五丁目25番14号IKビル205 |
| 5 | 事業の種類 | 居宅介護
重度訪問介護 |
| 6 | 指定事業所番号 | 1910104015 |
| 7 | 廃止年月日 | 令和7年12月31日 |

甲府市告示第723号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|---------------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社ラックオリジナル |
| 2 | 事業者の所在地 | 山梨県中巨摩郡昭和町飯喰1541番地1 |
| 3 | 事業所名 | ワーカウト羽黒 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市羽黒町1466番地2 |
| 5 | 事業の種類 | 生活介護 |
| 6 | 指定事業所番号 | 1910103082 |
| 7 | 廃止年月日 | 令和7年12月31日 |

甲府市告示第724号

国税徴収法第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告する。

令和7年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

公 売 財 産		
公 売 保 証 金	別紙「公売財産、公売保証金及び見積価額」のとおり	
見 積 価 額		
公 売 方 法	入 札	
公 売 日 時	入札	令和8年2月3日（火） 午後1時30分から午後2時00分まで
	開札	令和8年2月3日（火）午後2時01分
公 売 場 所	山梨県笛吹市石和町広瀬785番地 東八代合同庁舎3階大会議室	
売却決定の日時	令和8年2月24日（火）午前10時00分	
売却決定の場所	山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所3階収納推進課	
買受代金納期限	令和8年2月24日（火）午後3時00分	
買受人についての資格その他の要件	次の者は、公売財産を買受けることができません。 1 この公売公告に違反した者 2 国税徴収法第92条の規定に該当する者 3 国税徴収法第108条第1項又は第5項の規定に該当する者	
そ の 他	別紙「その他の事項」のとおり	
配当を受ける者の権利の申出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権または留置権等を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を市長あてに申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、甲府市役所収納推進課に用意してあります。	

甲府市告示第725号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送するため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和7年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1 書類名 | 交付要求通知書 市民発第23378号 |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 |

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）の調査を行ったが不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和7年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|---|
| 1 書類名 | 令和6年度国民健康保険料納入通知書
（兼更正通知書）
令和7年度国民健康保険料納入通知書
（兼決定通知書）
令和7年度国民健康保険料納入通知書
（兼更正通知書） |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市福祉部福祉総室健康保険課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市善光寺三丁目1984番1から1984番3まで、1986番1
及び1986番2
以上5筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 阿久津 知洋

教育委員会

甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月19日

甲府市教育委員会

教育長 松田 昌樹

甲府市教育委員会規則第6号

甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則（昭和53年3月30日教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

高等学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前 再任用	1～4	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
短時間 勤務職 員以外 の職員	5～8	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9～12	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13～16	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17～20	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	22～24	1,700	2,200	3,500	4,400	
	25～28	1,800	2,300	3,700	4,600	
	29～32	1,900	2,400	3,800	4,700	
	33～36	1,900	2,600	3,900	4,700	
	38～40	2,000	2,600	4,000	4,800	
	41～44	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45～48	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49～52	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53～56	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57～60	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61	2,500	3,500	4,500	5,200	
	62～64	2,500	3,500	4,500		
	65～68	2,600	3,700	4,700		
	69～72	2,600	3,800	4,700		
	73～76	2,700	3,800	4,700		
	77～80	2,800	3,900	4,700		
	81～84	2,800	4,000	4,800		
	85～88	2,800	4,100	5,000		
	89～92	2,900	4,200	5,000		

	93～96	3,000	4,300	5,000		
	97～100	3,100	4,400	5,100		
	101～104	3,100	4,400	5,100		
	105	3,200	4,500	5,100		
	106～108	3,200	4,500			
	109～112	3,200	4,600			
	113～116	3,200	4,700			
	117～120	3,300	4,700			
	121～124	3,300	4,700			
	125～128	3,300	4,700			
	129～132	3,400	4,700			
	133～136	3,400	4,800			
	137～140	3,400	4,900			
	141～144	3,500	4,900			
	145	3,500	4,900			
	146～148	3,500				
	149～152	3,500				
	153	3,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準月額	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、学級担任には、この表の額に3,000円をそれぞれ加算する。

附 則

この規則は、令和8年1月1日より施行する。

甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

甲府市教育委員会

教育長 松田 昌樹

甲府市教育委員会規則第7号

甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則（平成31年3月教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「観覧料の納入」から「利用料金の納付」に改め、同条中「納入は、現金をもって」を「納付は、特別展示室を観覧する際に」に改める。

第5条を第6条とする。

第4条の見出し中「観覧料」を「利用料金」に改め、同条中「第3号様式」を「第5号様式」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し中「観覧料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「第1号様式」を「第3号様式」に改め、同条第3項中「第2号様式」を「第4号様式」に改め、同条第4項中「甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（利用料金の額に係る承認）

第3条 指定管理者は、条例第8条第2項に規定する利用料金の額に係る承認を受けようとするときは、あらかじめ甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に甲府市武田氏館跡歴史館の利用料金に関する承認申請書（第1号様式。以下「承認申請書」という。）を提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する承認申請書の提出があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、甲府市武田氏館跡歴史館の利用料金に関する承認決定書（第2号様式）により指定管理者に通知するものとする。

第3号様式中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を第5号様式とする。

第2号様式中「第3条」を「第4条」に改め、同様式を第4号様式とする。

第1号様式中「第3条」を「第4条」に改め、同様式を第3号様式とし、同様式の前に次の2様式を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）教育委員会

所在地

指定管理者 名 称

代表者 印

甲府市武田氏館跡歴史館の利用料金承認申請書

甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則第3条1項の規定により、甲府市武田氏館跡歴史館の利用料金について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 利用料金の種別及び額

2 適用年月日

年 月 日から

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

様

教育委員会

甲府市武田氏館跡歴史館の利用料金承認決定書

年 月 日付けで申請のあった甲府市武田氏館跡歴史館の利用料金
について、次のとおり承認します。

1 利用料金の種別及び額

2 適用年月日

年 月 日から

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会告示第36号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年12月5日

甲府市教育委員会
教育長 松田昌樹

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 入札番号 | (賃貸借) 第946号 |
| (2) 業務名称 | 学習支援ソフトウェア賃貸借 |
| (3) 履行期間 | 令和8年2月1日から令和9年1月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「事務用品」若しくは「情報・通信」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和7年12月5日(金)～令和7年12月15日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会学事課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 令和7年12月5日(金)～令和7年12月15日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市教育委員会学事課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
電話 055-223-7322

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年1月16日(金) 午前10時00分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎8階 8-1会議室
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

9 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に

国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

（3）契約書作成の要否：要

（4）仕様説明会を行わない。

（5）その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市教育委員会告示第37号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので同条例第11条の規定により告示する。

令和7年12月19日

甲府市教育委員会
教育長 松田 昌樹

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市武田氏館 跡歴史館	甲府市朝気一丁目2番2号 公益財団法人やまなし文化学習協 会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第26号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

令和7年12月1日

甲府市選挙管理委員会
委員長 原 栄 治

1	1/50の数	3,037人
2	1/3の数	50,614人
3	1/6の数	25,307人
4	選挙人名簿登録者数	151,842人

農業委員会

甲府市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づく甲府市農業委員会12月定例総会を、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により、令和7年12月25日午後2時00分に甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について審議することを公告する。

令和7年12月18日

甲府市農業委員会会長 柿 嶋 敦

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地中間管理機構への要請について
- 3 令和8年版農作業臨時雇賃金等標準額について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第22号

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功刀 辰也

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和33年12月管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

同条第2項中、「100分の71.25」を「100分の72.5」に、「100分の61.25」を「100分の62.5」に改める。

第16条第1項第2号中「100分の51.25」を「100分の52.5」に、「100分の61.25」を「100分の62.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

企業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		

32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	

69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700			
87	266, 500	306, 100	356, 100			
88	266, 800	306, 400	356, 500			
89	267, 100	306, 700	356, 700			
90	267, 400	307, 000	357, 100			
91	267, 700	307, 300	357, 500			
92	268, 000	307, 600	357, 900			
93	268, 300	307, 800	358, 100			
94		308, 000	358, 400			
95		308, 300	358, 800			
96		308, 700	359, 100			
97		308, 900	359, 400			
98		309, 200	359, 800			
99		309, 500	360, 200			
100		309, 900	360, 600			
101		310, 100	361, 100			
102		310, 400	361, 500			
103		310, 700	361, 900			
104		311, 000	362, 300			

105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							
111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の甲府市上下水道企業職員給与規程（次項及び第4項において「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程第15条第1項及び第2項、第16条第1項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の甲府市上下水道企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 5 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

甲府市上下水道局告示第134号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和7年12月2日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功刀 辰也

指定番号	第492号
指定業者名	株式会社アクアプロ
所在地	山梨県韮崎市本町1-17-37
代表者	早川 康一郎

甲府市上下水道局告示第135号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月2日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功刀 辰也

指定年月日	令和7年12月2日
指定番号	第263号
指定店名	株式会社アクアプロ
所在地	韮崎市本町一丁目17番37号
代表者氏名	早川 康一郎

甲府市上下水道局告示第136号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年12月9日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 130066号		
工事名	雨水渠改良工事 (R7-7)		
工事場所	甲府市下飯田一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	側溝工 (600型) L=80.6m 集水柵工 (1000型) 1箇所 付帯工 1式
	2	工期	令和8年7月6日まで
	3	予定価格 (税込み)	19,613,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1件の工事請負額が、 900万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工 事実績は求めません。)

日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年12月9日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年12月18日
	3	申請書受付開始日	令和7年12月9日
	4	申請書受付締切日	令和7年12月18日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年12月24日
	6	設計図書配付開始日	令和7年12月9日
	7	設計図書配付締切日	令和7年12月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年12月9日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年12月25日
	10	入札及び開札日時	令和8年1月9日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和8年1月6日 午後5時まで
	2	回答	令和8年1月7日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第137号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和7年12月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）10号		
工事名	①下水道管工事（R7D-1） ②（街路-15）仮配水管布設工事		
工事場所	甲府市中央五丁目・城東二丁目地内 （都市計画道路和戸町竜王線）		
工事概要	1	工事内容	①下水道管工事 鉄筋コンクリート管布設工（φ1500） L=7.0m 鉄筋コンクリート管布設工（φ1000） L=3.5m 強化プラスチック複合管布設工（φ800） L=9.5m 鋼製さや管推進工法（φ1000） L=9.5m 硬質塩化ビニル管布設工（φ250） L=2.4m 特殊人孔築造工 2箇所 人孔設置工（2号） 2箇所 ②仮配水管布設工事 PP φ50（仮配水管） L=13.0m
	2	工期	①下水道管工事 令和9年2月5日まで ②仮配水管布設工事 令和8年5月29日まで
	3	予定価格 （税込み）	95,458,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	①：適用 ②：非適用

	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	下水道管工事等。 ただし、1件の工事請負額が、4,700万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
	5	近接工事	令和6年7月24日告示の土木130030号「下水道管工事(R6D-4)(余フ)」を落札した特定建設工事共同企業体の代表構成員及び構成員は本工事の落札者となることはできません。
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年12月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和8年1月9日
	3	申請書受付開始日	令和7年12月23日
	4	申請書受付締切日	令和8年1月9日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和8年1月16日
	6	設計図書配付開始日	令和7年12月23日
	7	設計図書配付締切日	令和8年1月19日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年12月23日

	9	設計図書に関する質問 締切日	令和8年1月19日
	10	入札日時	令和8年1月27日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和8年1月30日
	12	開札日時	令和8年2月5日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和8年2月6日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格 に対する 説明	1	質問	令和8年1月22日 午後5時まで
	2	回答	令和8年1月23日
価格以外の 評価に關する 照会	1	質問	令和8年2月3日まで
	2	回答	令和8年2月4日
価格以外の評価 を修正した場合		公表	令和8年2月4日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査 制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる。
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選 択制とする。）。

	部分払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第138号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申請書及び企画提案書の提出を招請する。

令和7年12月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功刀 辰也

- 1 業務名
甲府市上下水道局地図情報管理システム再構築業務
- 2 業務内容
甲府市上下水道局地図情報管理システム再構築業務仕様書のとおり
- 3 履行期間
契約締結日から令和10年3月31日まで
- 4 参加資格要件
参加できる者は、令和7年度甲府市入札参加有資格者名簿（物品）に登録されている者であり、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (3) 本業務に係る公告の日から契約締結の日までの間に、甲府市上下水道局物品供給（入札等）制度要綱、甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱及び甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止処分を受けていない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) 直近2年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。
 - (6) 給水人口20万人以上の地方公共団体等において、10年以上継続稼働している同種の業務実績を有すること。
※同種の業務実績とは上下水道一体の地図情報管理システムであり、現在も稼働中で直接受託したものに限る。
 - (7) 品質マネジメントシステム（ISO9001）の資格を有すること。
 - (8) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）又はプライバシーマーク（JISQ15001）の資格を有すること。
 - (9) 甲府市情報安全対策指針（情報セキュリティポリシー）で定める外部委託

先に関するセキュリティ要件を満たしていること。

5 手続き等

(1) 公募型プロポーザル実施要領、選考方法、仕様書、各種様式等は甲府市上下水道局のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(ホームページアドレス <https://www.water.kofu.yamanashi.jp>)

(2) 参加申請書類、企画提案書類の提出方法、提出期限及び提出先については、甲府市上下水道局地図情報管理システム再構築業務公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号

甲府市上下水道局工務部工務総室計画課 函面係

電話 055-228-3369

FAX 055-228-3630

メールアドレス jougek@city.kofu.lg.jp

任免辞令

(市長事務部局)

総務部	人事管理室	職員課	係長	鷹野	牧子
子ども未来部	子ども未来総室	子ども保育課	主事	木村	佳永
子ども未来部	子ども未来総室	子ども保育課	技能主任	宮澤	美幸
まちづくり部	まち整備室	都市整備課	技師	松岡	優太郎
市立甲府病院	診療部		医長	中村	傑
市立甲府病院	診療部		医師	渡邊	宏希
市立甲府病院	看護部		主任	小澤	沙紀

(各通)
退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 7年12月31日

(教育委員会)

教育部	教育総室	学事課	主事	栗原	未理亜
-----	------	-----	----	----	-----

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 7年12月31日